

# ★ハラスメント撲滅のための発想と行動セミナー

## ハラスメントの防止・対策に向けて

狙い	労働施策総合推進法が改正となり、中小企業では令和4年4月からハラスメントに関する行政指導が強化されます。これまで厚生労働省で示されていたハラスメントガイドラインが法令の条文に明記され、国を挙げてようやくハラスメント撲滅の具体策が構築されようとしています。しかしながらハラスメントに対する認識・理解ははまだ平準化されておらず、企業の対策も多くは後手に回っています。法改正に関わらずハラスメントが防止できる職場風土づくりのあり方を確認すべく基礎研修の必要性があります。
対象	経営者・経営幹部・管理職・管理職候補者および担当者
内容	<p>所要時間：3時間～4時間</p> <p>1. ハラスメントを許さない⇒①ハラスメントの定義と背景②ハラスメントの病理③判定のあり方</p> <p>2. ハラスメントを起こさない風土刷新⇒①隠蔽体質の排除②曖昧の排除③常識の共有</p> <p>3. パワハラと並行しやすいもの⇒①セクシャルハラスメント②モラルハラスメント</p> <p>③カスタマーハラスメント</p> <p>4. コミュニケーションのあり方⇒①アサーティブコミュニケーション②相手との関係性③雑談力強化④ほめる・叱る⑤わかりやすい</p> <p>まとめ</p>
運営	◇主催：HORP各支部
	◇講師：風土刷新コンサルタントオフィスハセガワ主宰 長谷川 孝幸 氏
	◇定員：10名以上30名迄
	◇教材：テキスト配布
備考	